

※本セミナーは、実務担当者はもちろんのこと各責任者の方々にもご参加いただける内容です。

【第3回労働判例研究会】*オープンセミナー*



「サービス規律違反」

～競業・転職・情報漏えい等を含む～

労働判例研究会は、年間を通して登録メンバーを中心に、最近の判例並びに最新法令に基づいて経営側の弁護士による解説とともに研究を行っています。

その中でも特にポイントとなるテーマについて、年間登録メンバー以外の方々にもご参加いただけるよう、オープン形式で開催しております。

この機会に是非ご参加いただき、学びと自己研鑽にお役立てください！

今回のテーマは「サービス規律違反」を取り上げます。

サービス規律とは、業務遂行にあたり「従業員が遵守すべき義務やルール」のことです。組織の一員として、あるべき姿や取るべき行動を規定した「行動規範」の一部とも言えます。組織のコンプライアンスを遵守することを目的としたサービス規律は、事業内容や企業文化に応じて、記載内容を企業が独自に定めることができますが、労働基準法や自社の就業規則と矛盾しない形で定める必要があります。

昨今では、業務で知り得た顧客の情報・自社の最新情報を副業先や転職先に漏らされる被害例も発生しています。労務担当者としてどのように対応すべきか。当事者にどのような責任が問えるのでしょうか。様々な裁判例を通じてこうした動きを十分に把握し、サービス規律を点検しておく必要があります。

本セミナーではサービス規律違反の対応での問題となった裁判例から、押さえておくべきポイントや留意点につきまして、詳細に解説していただきます。

ケーススタディも取り入れて実践的に学ぶこのセミナーは、貴社実務対応に役立ちます。是非多数ご参加ください！



日時 2023年7月14日(金) 15:00～17:30

会場 からすま京都ホテル 2階「双舞の間」

(会場では今日のコロナ対策に準じた対応を実施しています。)

※オンライン(zoom)での受講も可能です

講師 弁護士 木下 潮音 氏 (第一芙蓉法律事務所)

